

会社法違反者に対する行政措置について

2026年5月29日

One Asia Lawyers Group ラオス事務所

1. 背景

2023年3月30日から施行された「改正会社法（No.33）（以下、「会社法」）」（詳細は、[ニュースレター](#)をご覧ください）では、会社法違反者に対する罰金を含む行政措置についてはカバーされていませんでした。そこで、商工業省は、2026年5月13日付で「会社法の違反者に対する過料及び適用措置に関する大臣合意（No1338）（以下、合意）」を発行しました。



同合意は、ラオスの関連法に基づき、企業登録が不要な事業者¹に対しては適用されません。

2. 違反事項について

合意第5条において、17の違反行為が定められています。各違反事項について、下記表のとおり、過料額や注意・警告、指導等の行政措置が規定されています（合意第6条から第22条）。

<違反項目と過料>

100万キープ=約7,000円（2026年6月時点）

No	違反事項	罰則
1	企業登録をせずに事業を行うこと	1回目：500万キープの過料、注意・警告、指導及び調書作成 2回目：1,000万キープの過料及び調書作成 3回目以降：1回につき2,000万キープの過料及び調書作成 なお、調書作成後10営業日以内に企業登録を行う必要があります。
2	事業許可証を取得せずに事業を行うこと	注意・警告、指導、調書作成 また、法令に基づく行政罰について、関連省庁と調整が行われます。

¹ 2014年商工業省通達によれば、次の場合においては、法人設立が不要とされています。

①家族経営（農業、手工業分野）②Petty Trader（1日の売上が10万キープ（約5USD）以下の行商人等）
③季節経営。

3	企業登録書（ERC）を他人に使用させること	<p>1 回目：1,000 万キープの過料、注意・警告、指導及び調書作成</p> <p>2 回目：2,000 万キープの過料及び調書作成</p> <p>3 回目以降：1 回につき 5,000 万キープの過料及び調書作成</p> <p>他の企業の ERC を使用した者については、企業登録をせずに事業を行ったものとみなされ、上記 1 の罰則が適用されます。</p>
4	ERC を偽造すること又は偽造した ERC を使用すること	<p>ERC の内容（署名、印、項目の追加・削除等）を偽造した場合：1 回につき 2,000 万キープの過料並びに注意・警告、指導及び調書作成</p> <p>偽造した ERC を使用した場合：1 回につき 2,000 万キープの過料並びに注意・警告、指導及び調書作成</p>
5	事実及び/又は法律に違反する虚偽の情報を提供すること	<p>企業登録時、企業登録情報変更申請時又は会社清算に関して虚偽の情報を提供した場合：1 回につき 1,000 万キープの過料並びに注意・警告、指導及び調書作成</p> <p>当局が、ERC に記載された事業主又は株主が、実際の出資者又は事業から利益を得ている者ではないと判断した場合：1 回につき 2,000 万キープの過料並びに注意・警告、指導及び調書作成</p>
6	企業登録管理局（当局）に申請することなしに、ERC の内容を変更すること	<p>事業体が、企業登録情報の変更について決議した日から 30 日以内に企業登録情報変更申請を行わなかった場合：1 回につき 200 万キープの過料並びに注意・警告、指導及び調書作成</p>
7	当局に通知することなしに、会社を清算すること	<p>事業活動の停止後又は納税番号の使用停止後 10 日以内当局へ通知しなかった場合：100 万キープの過料並びに注意・警告、指導及び調書作成</p> <p>なお、調書作成後 10 営業日以内当局へ通知する必要があります。</p>
8	企業看板を掲げないこと	<p>企業登録後 60 日以内に企業看板を設置しなかった場合</p>



		<p>1 回目：注意・警告、指導及び調書作成 2 回目：100 万キープの過料及び調書作成 3 回目以降：200 万キープの過料、調書作成及び ERC の使用停止</p> <p>なお、調書作成後 30 日以内に企業看板を設置する必要があります。</p>
9	会社清算後、企業看板を撤去しないこと	<p>会社清算通知後 7 日を経過しても企業看板を撤去しなかった場合</p> <p>1 回目：注意・警告、指導及び調書作成 2 回目：100 万キープの過料及び調書作成 3 回目以降：1 回につき 200 万キープの過料、調書作成及び ERC の使用停止</p> <p>なお、調書作成後 10 日以内に企業看板を撤去する必要があります。</p>
10	当局から ERC の使用停止措置を命じられたにもかかわらず、ERC を使用すること	<p>企業登録をせずに事業を行ったものとみなされ、1 回につき 200 万キープの過料並びに注意・警告、指導及び調書作成</p>
11	定款を作成しないこと	<p>100 万キープの過料並びに注意・警告、指導及び調書作成</p> <p>なお、調書作成後 30 日以内に、会社法第 42 条及び第 87 条に基づく定款を作成する必要があります。</p>
12	株主総会を開催しないこと	<p>会社法第 139 条に基づき、少なくとも年 1 回開催すべき株主総会を開催しなかった場合：100 万キープの過料並びに注意・警告、指導及び調書作成の対象となります</p>
13	株券を発行しないこと	<p>100 万キープの過料並びに注意・警告、指導及び調書作成</p> <p>なお、調書作成後 10 日以内に株券を発行する必要があります。</p>
14	株主登録名簿を作成しないこと	<p>会社法第 110 条に基づく株主登録名簿を作成していなかった場合：100 万キープの過料並びに注意・警告、指導及び調書作成</p> <p>なお、調書作成後 10 日以内に名簿を作成する必</p>

		必要があります。
15	取締役登録名簿を作成しないこと	会社法第 131 条に基づく取締役登録名簿を作成していなかった場合：100 万キープの過料並びに注意・警告、指導及び調書作成 なお、調書作成後 10 日以内に名簿を作成する必要があります。
16	取締役会を設置しないこと及び監査役がないこと	会社法第 132 条に基づき、資産総額が 500 億キープ以上である会社において、取締役会が設置されておらず、又は監査役が選任されていない場合：100 万キープの過料並びに注意・警告、指導及び調書作成 なお、調書作成後 30 日以内に取締役会を設置し、監査役を選任する必要があります。
17	余剰金がないこと	会社法第 154 条に基づく余剰金が存在しない場合：100 万キープの過料並びに注意・警告、指導及び調書作成 なお、調書作成後 30 日以内に余剰金を準備する必要があります。

3. 罰則規定の適用調査について

上記 2 の表中の 1、2、8、9、11 から 17 の該当者に対して罰則を適用させるために、当局は、会社法第 215 条に従い、検査を実施します。検査は、以下の 3 つのパターンがあります。

- ①事前に調査日時を対象者に通達したうえで行う定期検査
- ②必要に応じて遅くとも 24 時間前に対象者に調査を行うことを通達したうえで行う検査
- ③対象者に対して事前通告なしに行う緊急検査

上記 2 の表中の 3 から 5 の該当者に対しては、関係者からの通告を受けたのちに検査を実施します。

上記 2 の表中の 6、7、及び 10 の該当者に対しては、企業登録情報変更申請書又は会社清算申請書が提出された時に検査を実施します。

以 上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

One Asia Lawyers Group ラオス事務所においては、常駐日本人専門家1名を含む合計6名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal（藪本 雄登）

satomi.uchino@oneasia.legal（内野 里美）



藪本 雄登 One Asia Lawyers メコン地域統括 One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイや CLMV の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種サポートを行う。



内野 里美 弁護士法人 One Asia ラオス事務所 2016 年より One Asia Lawyers ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種サポートを行う。